

### 第 3 3 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 4 7 条第 2 項」を「第 4 7 条第 3 項」に、「第 5 1 条の 3 」を「第 5 1 条の 4 」に、「第 5 9 条第 2 項」を「第 5 9 条第 3 項」に、「第 6 1 条の 3 」を「第 6 1 条の 4 」に改める。

第 1 0 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 万 2 , 7 6 0 円」を「3 万 7 , 0 8 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 万 8 , 8 8 0 円」を「4 万 8 , 2 4 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 1 6 0 円」を「5 万 5 , 6 8 0 円」に改め、同項第 4 号中「6 万 6 , 8 4 0 円」を「6 万 4 , 5 6 0 円」に改め、同項第 1 2 号中「1 8 万 4 8 0 円」を「2 0 万 2 8 0 円」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（ 1 3 ） 次のいずれかに該当する者 1 7 万 6 4 0 円

ア 合計所得金額が 1 , 2 0 0 万円以上 1 , 8 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第12条第1項第11号中「15万3,840円」を「14万8,320円」に改め、同号ア中「1,200万円以上1,800万円未満」を「800万円以上1,200万円未満」に改め、同号イ中「（（1）に係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号中「13万3,680円」を「13万3,560円」に改め、同号ア中「800万円以上1,200万円未満」を「600万円以上800万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「12万360円」を「11万520円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「400万円以上600万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「9万9,600円」を「10万7,640円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「290万円以上400万円未満」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「9万6,960円」を「10万3,920円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「8万880円」を「8万9,760円」に、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「7万2,240円」を「8万160円」に改め、同号ア中「12

5万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,160円

第12条第2項及び第3項を削る。

付則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第9条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から区長が定める日までの間を行わず、当該区長が定める日の翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、平成27年度分からの保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。